

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定によつて、開発行為に関する工事の完了について、次のとおり公告する。

平成二十三年十月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大竹市小方町小方字大願寺山一八九番一の一部、一九〇番一の一部、一九一番一の一部、一九二番一、一九三番一、一九四番、一九五番の一部、一九六番一の一部、一九六番二、一九六番三、一九六番四、一九六番五の一部、一九六番六の一部、一九六番七の一部、一九六番八、一九七番一の一部、一九八番二の一部、一九八番三、一九八番四、一九九番、二〇一番、二〇二番一、二〇二番二、二〇三番二、二〇四番二の一部、二〇二番二地先里道、二〇二番一から一九八番三地先里道、二〇二番一地先里道、一九八番二地先里道、同市小方町小方字揚ヶ山二一四番一の一部、二五三番二の一部、同市小方町小方字上三ツ石五九四番一、五九四番四、六三二番、六三三番、六三六番、六三七番、六三八番、六四〇番、六四一番、六四三番、六四四番、六四五番一、六四五番二、六四七番、六五一番、六五二番、六六四番二、六八五番、六九八番、六九九番、六四七番地先里道、六四五番二地先里道、六三三番から六三六番地先里道、六四五番一から六四三番地先里道、六四一番から六四三番地先里道、同市三ツ石町五八九番五、六二〇番二、六二〇番五、六二四番、六三〇番一、六三〇番二、六三一番、六四六番、六四九番、六五〇番、六八六番二、六八七番二、六九五番四、五八九番五地先里道、六四九番から六四六番地先里道、六三〇番二から六三一番地先水路、同市小方町小方字卸場三八五番一〇、三八七番一の一部、三九〇番二の一部、三九六番の一部、三九七番の一部、三九九番の一部、四〇一番二の一部、四〇一番三の一部、四〇一番四の一部、四〇三番の一部、四二八番二の一部、四二九番一の一部、四三一番の一部、四三四番三の一部、四七一番二の一部、四七六番一の一部、四八一番の一部、四八四番の一部、四八七番、四八八番、四八九番一、四八九番二、四八九番三、四八九番四、四八九番五、四八九番六の一部、四八九番七、四八九番八、四八九番九、四八九番一〇、四八九番一一、四八九番一二、四八九番一三、四八九番一四、四二九番五の一部、四八九番二から四八九番一地先里道、四八一番地先里道、四三四番三地先里道、四三一番地先里道、三九七番地先里道、三九六番地先里道、三八七番一地先里道、四七一番二地先水路、同市小方二丁目三六七番一の一部、三六七番二の一部、四〇六番の一部、四〇九番一の一部、四一八番一の一部、四八五番の一部、四八六番の一部、四九〇番一の一部、四九〇番二の一部、四九四番一の一部、四九四番三の一部、四九五番一の一部、四九五番二の一部、四八六番地先里道、四九〇番一地先里道、四八五番地先里道、四九五番二地先里道、四九四番一地先里道水路

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大竹市小方一丁目一番一号

大竹市長 入山 欣郎